摂津市における犯罪被害者支援の取り組み

摂津市の紹介

摂津市は紹介できる観光地も産業も山も海もない、大阪市に隣接した面積約14.88Km²人口約84,000人の小さな市。

- 一般会計予算 約330億円
- 市民一人当りの税負担 約23万円 市内にダイキン工業、塩野義製薬、カネカ、JR 東海の新幹線基地、コカコーラ、 など大きな企業があり市税収入は多い。
- 市民一人当りの地方債残高 約33万円 都市基盤整備を進めてきたことで借金残高も多い。

摂津市の犯罪発生状況

平成19年発生総数 1,903件 うち凶悪犯罪は11件 平成20年発生総数 1,853件 うち凶悪犯罪は2件 平成21年発生総数 1,604件 うち凶悪犯罪は6件 平成22年発生総数 1,098件 うち凶悪犯罪は5件

1 犯罪被害者支援の基本的な考え

市が市民の税金を使って行う施策ですから対象は当然市民であり、警察へ被害届けの提出、1ヶ月以上の加療、加害者が親族でないなど、一定の制限を設けるのはやむを得ないが、あまり規則にこだわると必要なときに必要な支援ができないことにもなりかねないことから、被害者が置かれている状況を見極め、多少リスクはあっても柔軟な対応を行い、犯罪被害者等基本法制定の趣旨でもある関係機関、団体、市民と連携して、効率よく被害者に必要な支援を行い市としての責務を果たす。

2 条例等制定に至る経緯

昭和50年 4月 三菱重工ビル爆破事件を機に、それまで交通事故や自然災害の被害者を対象にしていた見舞金の支給を犯罪被害者にも支給できるよう災害見舞金条例を改正

平成18年11月 警察署内に設置されている被害者支援協議会の研修の場で基本 法の説明がなされたとき、自治会の代表から摂津市としての取り 組みについて質問があり、前向きな検討を約束

平成19年 7月 市長の指示で市として何をすべきなのかを検討する犯罪被害者 等支援施策検討委員会を設置 メンバーは大学教授、弁護士、被害者の会の代表、支援団体の代 表、保護司の代表、行政として関係部長2名の7名

11月 委員会は5回開催され、検討結果をまとめた提言書を市に提出

平成20年 4月 提言書に沿って窓口の設置、見舞金の支給、日常生活の支援、家 賃等の補助、就業の支援の5項目を行う条例と要綱を制定

平成21年 4月 公判出席旅費の補助を行う条例改正と要綱を制定

3 支援の概要

支援の内容は次のとおりですが、市民、加害者が親族でない、被害者が犯罪を誘発していない、被害届けを提出している、1ヶ月以上の加療などの条件があります。

• 相談窓口の設置

専用相談室を設置して専用電話と相談員を配置し、資料の提供、外部施設の紹介と連絡調整、付き添い等の支援を行う。

・ 見舞金の支給

親族が殺害された場合、自らが負傷した場合に見舞金を支給する。

遺族見舞金 30万円

傷害見舞金(1ヶ月以上の加療) 10万円

日常生活の支援

日常生活に支障がある場合にホームヘルパーを原則6ヶ月間派遣して、介護、家事、保育の援助を行う。

家賃の補助

住んでいた家に住めなくなった場合で賃貸住宅に引越す場合に家賃、敷金等の補助を行う。

家賃 生活保護基準で6ヶ月間 敷金等 20万円を限度

就業の支援

事業主等に対し被害者が置かれている状況の理解と配慮をお願いする。

裁判参加旅費の補助

公判に出席する場合3万円を限度に旅費の援助を行う。

4 支援の状況

- 20年度 問い合わせ件数 43件 うち犯罪支援に関係するもの 10件 見舞金支給 1件(10万円) 家賃等の補助 1件(20万円)
- 21年度 問い合わせ件数 42件 うち犯罪支援に関係するもの 10件
- 22年度 問い合わせ件数 35件 うち犯罪支援に関係するもの 15件 家賃等補助 1件(16万2千円)
- 23年度 問い合わせ件数 24件 うち犯罪支援に関係するもの 17件 (10月末現在)

5 問題点と課題

• 相談業務

まだ犯罪に至らないものや他市居住者からの相談など市の条例、要綱に該当しない場合でも犯罪に関わる相談である限り、よく話を聞いて適切な対応をする必要がある。

・ 事件の確認と認定の時期

事件発生直後においては、犯罪の状況や加害者が不明などで支援の用件に該当するか確認できない場合の対応

・ 支援の限度

被害者においては事件のことを生涯忘れることができない中で行政としていつ まで、どこまで支援できるのか

・ 各種団体・自治体との連携

自治体単独の支援には限度があり、警察、支援団体、他の自治体との連携が不可 欠

その他

支援に必要なものは近隣住民の理解と協力

自治体間の協力体制